

改正

平成23年4月1日

平成24年4月1日

平成24年5月1日

平成25年4月1日

平成25年6月28日

平成26年3月20日要綱第7号

平成27年3月30日要綱第17号

平成27年12月28日要綱第44号

常滑市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、私立幼稚園の設置者（以下「設置者」という。）が幼稚園児の入園料及び保育料（以下「保育料等」という。）を減免した場合、当該設置者に対し、常滑市私立幼稚園就園奨励費補助金（以下「補助金」という。）を交付することによって、保護者の負担軽減を図り、もって就園を奨励し、幼稚園教育の振興に寄与することを目的とする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができるものは、当該年度において常滑市内に住所を有する私立幼稚園児（以下「園児」という。）の保護者に対し、その園児に係る保育料等の減免を実施する設置者とする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、幼稚園就園奨励費補助金交付要綱（平成10年6月17日文部大臣裁定）に基づき算定した別表に定める額とする。

2 年度の途中で入園し、若しくは退園し、又は市外へ転出し、若しくは市内に転入した場合の補助金の額は、月割計算した額とする。

(補助金の交付申請)

第4条 設置者は、補助金の交付を受けようとするときは、常滑市私立幼稚園就園奨励費補助金交付申請書（様式第1）に次に掲げる書類を添えて、別に定める期日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 常滑市私立幼稚園就園奨励費補助事業（変更）計画書（様式第2）
- (2) 保育料等減免措置に関する調書（様式第3）
- (3) 幼稚園就園奨励費補助対象者名簿（様式第4の1又は様式第4の2）
（変更申請）

第5条 前条の申請内容に変更を生じたときは、常滑市私立幼稚園就園奨励費補助金変更交付申請書（様式第5）に前条各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（補助金の額の決定及び通知）

第6条 市長は、前2条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金の額を決定するとともに、常滑市私立幼稚園就園奨励費補助金交付決定通知書（様式第6）により、当該申請をした設置者に通知するものとする。

（実績報告）

第7条 当該申請をした設置者は、減免措置の完了後15日以内又は当該年度の3月20日のいずれか早い日までに、常滑市私立幼稚園就園奨励費補助事業実績報告書（様式第7）に常滑市私立幼稚園就園奨励費補助事業実績明細書（様式第8）を添付して市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定及び通知）

第8条 市長は、前条の実績報告書を受理したときは、速やかに補助金の額を確定し、常滑市私立幼稚園就園奨励費補助金確定通知書（様式第9）により、当該申請をした設置者に通知するものとする。

（補助金の支払）

第9条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、市長が必要と認めるときは、概算払をすることができる。

2 当該申請をした設置者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、常滑市私立幼稚園就園奨励費補助金交付請求書（様式第10）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) この要綱又は交付決定に付けた条件に違反したとき。
- (2) 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は補助金の執行に関し不正の行為があったとき。
- (3) 第8条の規定による確定後の金額が概算払額を下回ったとき。

（証拠書類の保存）

第11条 補助金の交付を受けた設置者は、保育料等を減免したことを証する書類を当該年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

2 市長は、補助金の執行状況について必要と認めるときは、設置者に対し前項の書類の提出を求めることができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年4月1日)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年4月1日)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年5月1日)

この要綱は、平成24年5月1日から施行し、改正後の常滑市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の規定は、平成24年4月1日から適用する。

附 則 (平成25年4月1日)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年6月28日)

この要綱は、平成25年6月28日から施行する。

附 則 (平成26年3月20日要綱第7号)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月30日要綱第17号)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年12月28日要綱第44号)

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

別表 (第3条関係)

(1) 同一世帯内に小学校1～3年生の兄・姉を有しない園児の場合

区分	補助対象経	補助限度額
----	-------	-------

	費	1 人就園の場合及び同一世帯から 2 人以上就園している場合の最年長者 (第 1 子)	同一世帯から 2 人以上就園している場合の次年度の長者 (第 2 子)	同一世帯から 3 人以上就園している場合の左以外の園児 (第 3 子以降)
生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）の規定による保護を受けている世帯		年額 308,000 円	年額 308,000 円	年額 308,000 円
当該年度に納付すべき市町村 村民税が非課税の世帯（市町村 村民税所得割非課税世帯含む。）	入園料、保育	年額 272,000 円	年額 290,000 円	年額 308,000 円
当該年度に納付すべき市町村 村民税の所得割課税額が 77,100 円以下の世帯	料の減免額の合計額	年額 115,200 円	年額 211,000 円	年額 308,000 円
当該年度に納付すべき市町村 村民税の所得割課税額が 211,200 円以下の世帯		年額 62,200 円	年額 185,000 円	年額 308,000 円
上記区分以外の世帯		—	年額 154,000 円	年額 308,000 円

(2) 同一世帯内に小学校 1～3 年生の兄・姉を有する園児の場合

区分	補助対象経費	補助限度額	
		小学校 1～3 年生の兄・姉を 1 人以上有している場合の最年長者	小学校 1～3 年生の兄・姉を 1 人以上有しており、就園している場合の左以外の園児及び小学校 1～3 年生に兄・姉を 2 人以上有している園児

		(第2子)	(第3子以降)
生活保護法の規定による保護を受けている世帯		年額 308,000円	年額 308,000円
当該年度に納付すべき市町村民税が非課税の世帯(市町村民税所得割非課税世帯を含む。)		年額 290,000円	年額 308,000円
当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が77,100円以下の世帯	入園料、保育料の減免額の合計額	年額 211,000円	年額 308,000円
当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が211,200円以下の世帯		年額 185,000円	年額 308,000円
上記区分以外の世帯		年額 154,000円	年額 308,000円

備考

- 1 世帯構成員中2人以上に所得がある場合は、所得割課税額を合算する。
- 2 途中入園により、保育料が在園期間に応じて支払われている場合の補助限度額は、次の算式により減額して適用する。

$$\text{上記補助限度額} \times (\text{保育料の支払い月数} + 3) \div 15 \text{ (100円未満を四捨五入)}$$
- 3 実際の支払額が補助限度額を下回る場合は、当該支払額を限度とする。
- 4 所得割課税額については、住宅借入金等特別控除前の所得割課税額を用いて、所得階層区分を決定する。

様式第1 (第4条関係)

様式第2 (第4条、第5条関係)

様式第3 (第4条、第5条関係)

様式第4の1 (第4条、第5条関係)

様式第4の2 (第4条、第5条関係)

様式第5 (第5条関係)

様式第6 (第6条関係)

様式第7 (第7条関係)

様式第8 (第7条関係)

様式第9 (第8条関係)

様式第10 (第9条関係)